

第1章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

鳥栖市は、平成25年3月に、第2次鳥栖市男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会の形成を目指す取組を行ってきました。

こうした取組を経て、男女共同参画に関する意識については、少しずつ成果を上げ始めていることが見受けられますが、政治の場や社会通念・慣習・しきたりの中では、男女の不平等感が依然として強く残っていることも課題として浮かび上がってきました。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の公布・施行に伴い、これまで以上に女性の活躍推進に向けた取組が求められています。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画の更なる推進のために、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画)」を策定します。

2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、第3条から第7条にわたり、男女共同参画社会の形成について次の5つの基本理念を規定しています。

- (1) 男女の人権の尊重(法第3条)
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮(法第4条)
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画(法第5条)
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立(法第6条)
- (5) 国際的協調(法第7条)

本市は、この5つの基本理念に基づき、総合計画に理想像として掲げているように「男女一人ひとりに男女共同参画意識が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわらず自分らしく生きる」ことのできる社会の実現を目指して、計画を策定します。

3 計画の目標

本市における男女共同参画社会の実現を推進するために、次の5つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を実施します。

- 基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
- 基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標4 女性が活躍できる社会づくり
【鳥栖市女性活躍推進計画】
- 基本目標5 配偶者等に対する暴力の根絶
【鳥栖市DV被害者支援基本計画】

4 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、国・県の男女共同参画基本計画を踏まえ、鳥栖市総合計画との整合を図りながら策定します。
- (3) この計画は、平成28年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果や、市民の委員で構成された「鳥栖市男女共同参画懇話会」における議論等を反映して策定します。
- (4) この計画は、女性の職業生活における活躍と推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく基本的な計画を含み、一体的に策定します。
- (5) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本的な計画を含み、一体的に策定します。

5 計画の期間

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、平成29年度は、計画期間の中間年にあたるため、計画の見直しを行いました。

改訂後の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更等を考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

